

一般廃棄物処理業許可証

住所 美祢市伊佐町伊佐2765番地9

氏名 有限会社 美祢環境クリーン  
代表取締役 大谷 龍夫

平成30年10月4日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成 30 年 10 月 10 日

山陽小野田市長 藤田 剛 二



記

- 1 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 2 収集・運搬・処分の別 収集・運搬
- 3 許可する区域 山陽小野田市内
- 4 許可の期間 (自) 平成 30 年 10 月 16 日  
(至) 平成 32 年 10 月 15 日
- 5 事業の用に供する施設の状況 収集運搬車両 8 台
- 6 許可条件  
(1)山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。  
(2)収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。  
(3)事業内容の変更等必要事項が生じたときは直ちに報告すること。  
(4)市外の廃棄物を搬入したときは許可を取り消します。

公開用